

介護老人保健施設 パステルヴィレッジ小野
介護予防 通所リハビリテーション 利用料金表
 (平成30年4月1日 ~)

(1) 基本料金

基本利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。
 以下は1ヶ月あたりの自己負担分です。）

①【所定時間6時間以上8時間未満】

要支援 1	1,712 円
要支援 2	3,615 円

②【食費】(食材費+調理相当分) 600 円/日

(2) 加算

サービス提供体制 強化加算(I)イ	要支援 1 72 円 /月 要支援 2 144 円 /月	介護福祉士が 50%以上配置されている場合
運動器機能向上加算	225 円/月	機能訓練指導員等を 1 名以上配置し、個別の運動器機能向上計画作成し、サービスを行った場合
リハビリテーション マネジメント加算	330 円/月	<ul style="list-style-type: none"> 医師が、理学療法士等に対し、利用者のリハビリの目的に加え、リハ開始前又は実施中の留意事項、中止する際の基準、利用者に対する負荷等のいずれか 1 以上の指示を行った場合 概ね 3 か月以内にリハ計画書を更新した場合 理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	3 か月以内 900 円/月 3 か月超 6 か月以内 450 円/月	<ul style="list-style-type: none"> 生活行為の内容の充実を図るための目標及び、目標を踏まえたリハの実施頻度、実施場所等の記載された通りハ計画書をあらかじめ定め、リハを提供した場合 通りハ計画書で定めたりハの実施期間中に、リハの提供を終了した日前 1 月以内にリハ会議を開催し、目標の達成状況を報告した場合
介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)	所定単位数に 1.9%を乗じた金額	介護職員の更なるサービスの資質向上、雇用の改善、労働環境改善の為の加算

(3) その他の利用料金

教養娯楽費… 100 円/日

※償還払い

要介護認定の申請前に、緊急的にやむを得ない理由によりサービスを利用した場合、又は介護保険料を滞納した場合には、介護サービス利用者がいったん事業者へ全額費用の支払いを行い、事業者より交付される領収書等を市町村に提出することによって、保険給付の償還払いとなる場合があります。